

DIAC（オーストラリア移民多文化先住民省） 学生ビザ要件

現在のビザ要件は以下の DIAC ウェブサイトに掲載されています。

<http://www.immi.gov.au/students/visa-conditions-students.htm>

必須要件

次の表に学生ビザ全てに付帯する条件がサブクラス毎に説明されています。

番号	サブクラス	説明
8105	全学生ビザ 2008年4月26日以降に発行された学生ビザのみに自動的につく 4月26日以前に発行された学生ビザは申請者が任意取得	学期中は週*に20時間以上の就労は禁止されています（コースの一部として登録されている就労は除く）。 注：学校の休暇中は就労時間の制限はありません。 オーストラリアでコースを開始するまで就労できません。 *週とは月曜日に始まり、次の日曜日に終わります。
8202	全学生ビザ	登録したコースに在籍しなければいけません（AusAIDか防衛の学生または高校の交換留学生の場合は例外で、この場合はフルタイムの学習・訓練コースを受けなければなりません）。 注：登録コースとは連邦政府認定留学生受け入れ機関・コース（CRICOS）に登録されているコースです。 参照: CRICOS website 学期中は教育機関が要求する出席率と学業成績条件を満たさなければなりません。
8501	全学生ビザ	オーストラリア滞在中は適切な健康保険に加入しなければなりません。 注：つまり、留学生用健康保険（OSHC）に加入しなければなりません。
8516	全学生ビザ	学生ビザ交付条件を常に満たさなければなりません。例えば、履修する主要コースは学生ビザと一致した教育部門のコースで、オーストラリアでの就学と滞在を維持できる経済力を常に持っていなければなりません。
8517	全学生ビザ	オーストラリアに同行する就学年齢の扶養家族が3ヶ月以上滞在する場合は、適切な学校の手配をする必要があります。
8532	全学生ビザ (576を除く)	18歳未満の学生は滞在中の宿泊、サポート、一般的福祉に関し、適正な手配が必要です。 適正な福祉を維持するためには、以下の条件でオーストラリアに滞在する必要があります： <ul style="list-style-type: none"> ● 親もしくは法的保護者と一緒に住む または ● 親もしくは保護者によって指名された21歳以上の優れた人格を持つ親戚と一緒に住む または ● 教育プロバイダーが認可した宿泊先、サポート、一般福

		<p>祉を手配する</p> <p>注：教育プロバイダーからの書面の認可なく、これらの手配を変更してはいけません。 福祉の取決めが教育プロバイダーに認可された場合、その福祉が開始されるまでオーストラリアに到着してはなりません。</p>
8533	全学生ビザ	<p>オーストラリアに到着してから7日以内に教育プロバイダーへ住所を通知しなければなりません。住所を変更する場合は7日以内に教育プロバイダーへ通知しなければなりません。教育プロバイダーの変更は、転校先の電子入学許可書（Electronic Confirmation of Enrolment Certificate）または入学の証拠を受領してから7日以内に、現在の教育プロバイダーへ通知しなければなりません。</p>
8534	<ul style="list-style-type: none"> • 570 • 572 • 573 • 574 • 575 <p>審査基準3と4の申請者のみで、コース期間が10ヶ月以下の場合。</p>	<p>以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得できません：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働許可付きの学生ビザ 注：労働許可を申請し、認可された場合は、学生ビザの就労条件のみが変更され、他の条件は8534の条件と同じです。 • 保護者ビザの追加 または • 難民認定に関する1951年国連条約の下でオーストラリアの義務に携わるビザ
8535	576	<p>以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得できません：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働許可付きの学生ビザ 注：労働許可を申請し、認可された場合は、学生ビザの就労条件のみが変更され、他の条件は8535の条件と同じです。 • スポンサーである政府機関に支援を受けた学生ビザ または • 難民認定に関する1951年国連条約の下でオーストラリアの義務に携わるビザ <p>注：このビザの条件は非常に限られた状況以外、ビザ期限の延期は不可能なものです。</p>

自由裁量条件

下の表は学生ビザに付帯されているサブクラスに関する自由裁量の条件です。

番号	サブクラス	説明
8101	全学生ビザ	オーストラリアでの就労は出来ません。 注: オーストラリアに到着後、コース開始後に、労働許可がつく新しい学生ビザを申請できます。 参照: Working While Studying
8203	<ul style="list-style-type: none">• 573• 574• 576	DIMA(移民多文化先住民省)の認可なしで、コース、論文またはリサーチ内容を変えることは出来ません。 DIMA(移民多文化先住民省)の認可なしで、以下のコースの履修、論文またはリサーチの内容を変更することは出来ません。
8204	<ul style="list-style-type: none">• 570• 571• 572• 575	<ul style="list-style-type: none">• グラジュエート・サティフィケート• グラジュエート・ディプロマ• 修士号• 博士号 または <ul style="list-style-type: none">• 修士号または博士号履修のための前提条件としての進学準備コース
8303	全学生ビザ	オーストラリア社会またはオーストラリア社会内のグループに混乱を招く、または暴力・脅迫・損害を及ぼす活動に関与してはなりません。
8523	全学生ビザ	学生の家族が学生本人よりオーストラリア出国日を遅らせることはできません。 以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得することはできません。
8534	全学生ビザ (576を除く)	<ul style="list-style-type: none">• 労働許可付きの学生ビザ 注: 労働許可を申請し、認可された場合は、学生ビザの就労条件のみが変更され、他の条件は 8534 の条件と同じです。• 新卒者用のサブクラス 497 ビザ• 学生保護者ビザの追加 または <ul style="list-style-type: none">• 難民認定に関する 1951 年国連条約の下でオーストラリアの義務に携わるビザ 注: このビザの条件は非常に限られた状況以外、ビザ期限の延期は不可能ということです。

以下のビザを除いて、オーストラリア国内で他のビザを取得することはできません：

8535 全学生ビザ (576
を除く)

- 労働許可付きの学生ビザ
注：労働許可を申請し、認可された場合は、学生ビザの就労条件のみが変更され、他の条件は 8535 の条件と同じです。
- スポンサーである政府機関に支援を受けた学生ビザ
または
- 難民認定に関する 1951 年国連条約の下でオーストラリアの義務に携わるビザ。

注: このビザの条件は非常に限られた状況以外、ビザ期限の延期は不可能ということです。